

2020年5月26日初版作成  
2021年11月1日改訂  
一般社団法人日本音声製作者連盟

## 音声制作における新型コロナウイルス感染症防止ガイドライン（第二版）

### 1. はじめに

本ガイドラインは、政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和2年3月28日（令和2年5月25日変更）新型コロナウイルス感染症対策本部決定。以下、「対処方針」という。）を踏まえ、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（令和2年5月4日。以下、「5月4日提言」という。）において示されたガイドライン作成の求めに応じ、一般社団法人日本音声製作者連盟の会員が行う音声制作における新型コロナウイルス感染症の感染予防対策として実施すべき基本的事項を整理したものである。

本ガイドラインは、5月4日提言4.（2）「業種ごとの感染拡大予防ガイドラインに関する留意点」、別添「『新しい生活様式』の実践例」、「緊急事態の維持及び緩和等に関して（令和2年5月4日付事務連絡）（内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長）」、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（令和2年5月14日）及び「緊急事態措置を実施すべき区域の変更等に伴う都道府県の対応について（令和2年5月14日付事務連絡）（内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長）」を参考に、感染予防対策を規定している。また、本ガイドラインは、東京慈恵会医科大学 感染制御科 堀野哲也 准教授より新型コロナウイルス感染症予防の観点から頂戴した御意見・コメントも踏まえて作成している。

音声製作者は、対処方針の趣旨・内容を十分に理解した上で、本ガイドラインに示された「感染防止のための基本的な考え方」及び「講じるべき感染防止策」を踏まえ、新型コロナウイルス感染症の感染予防に取り組むことが求められる。

なお、本ガイドラインの内容は、今後の対処方針の変更のほか、感染拡大の動向や専門家の知見等を踏まえ、必要に応じて適宜改訂を行うものとする。

## 2. 感染防止のための基本的な考え方

音声製作者（音声制作の企画・立案を行う事業者をいう。以下同じ。）は、音声製作者として、音声制作関係者（出演者及び音声制作に関わるスタッフをいう。以下同じ。）への新型コロナウイルスの感染拡大を防止するための対策を最大限講ずるものとする。また、スタジオ管理者（音声制作を実施するスタジオを管理・運営する事業者をいう。以下同じ。）として、音声制作関係者及びスタジオ従事者（スタジオの運営に従事する者をいう。以下同じ。）への新型コロナウイルス感染防止対策も、同様に最大限講ずるものとする。

特に、音声制作は、①密閉空間（換気の悪い密閉空間である）、②密集場所（多くの人々が密集している）、③密接場面（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる）という3つの条件（いわゆる「三つの密」）が揃いやすく、感染を拡大させるリスクが高いと考えられ、本ガイドラインは、これを避けること等、自己への感染を回避するとともに、他人に感染させないように徹底することを旨とする。また、三つの密のどれか一つの条件だけでも感染がおりうることに留意する。

デルタ株等の変異株の拡大も踏まえ、接触感染・飛沫感染・マイクロ飛沫感染の経路に応じた感染防止策を講じる（オフィス、休憩室等はもとより車庫内部や共同生活空間等、特に密になりやすい空間の共用を極力避けるか、やむを得ない場合、換気徹底、パーティション設置、マスク常時着用、会話を控える等の工夫。）具体的には、以下の感染防止策を徹底する。

## 3. 音声制作における講じるべき感染防止策

### （1）ソーシャルディスタンスの確保

ソーシャルディスタンス（できるだけ2m（最低でも1m）の距離をいう。以下同じ。）を確保するため、以下のような取組を行う。

#### ①録音ブース

- ・録音ブースの広さを踏まえ、ソーシャルディスタンスを確保できるよう、出演者の人数を必要最小限に限定する。
- ・マイクの設置間隔を、2mを目安に（最低1m）確保する。
- ・ガヤ収録も、ソーシャルディスタンスが確保できる人数内で行うこととする。
- ・録音ブース内で待機する出演者同士が、ソーシャルディスタンスを確保できるよう、座席の位置等を工夫する。

- ・録音ブース内は、出演者が横を向いた場合でも飛沫感染を防止できるよう、アクリル板や透明ビニールカーテン等の設置を検討する。
- ・録音ブース内においてはソーシャルディスタンスを確保し、出演者がマスクを着用している場合であっても、会話を控えるよう周知する。

### ②コントロールルーム

- ・コントロールルーム内は、ソーシャルディスタンスを確保できるよう、音声制作関係者の人数は必要最小限に限定する。
- ・音声制作関係者の人数を最小限にするべく、オンライン会議システムを活用する。

### ③その他

- ・ロビー、喫煙所及びエレベーター等において、音声制作関係者がソーシャルディスタンスを確保できるよう、注意喚起を行う。
- ・同一時間帯に、ロビー等に音声制作関係者が集中しないよう、スケジュールの調整を行う。
- ・ロビー、喫煙所等において、マスクを着用している場合であっても、原則としてソーシャルディスタンスを確保し、会話は短く切り上げ、また、喫煙等でマスクを着用しないときは会話を控えるよう周知する。
- ・ロビーでの飲食は控え、飲食する場合には、ソーシャルディスタンスを確保するかパーティションを設置し、会話を控えるよう周知する。
- ・エレベーター等の狭い空間では会話を控える。

## (2) 換気の徹底

- ・録音ブース及びコントロールルームは、適切な空調設備を活用した常時換気に加え、扉をこまめに開放する等、定期的に一定時間換気することを徹底する。また、必要に応じて換気に加えて、CO2 測定装置やHEPA フィルタ式空気清浄機やサーキュレーターの活用も検討する。

## (3) スタジオの衛生の促進

- ・出演者を除くすべての音声制作関係者に、検温及びマスクの正しい着用を義務付けるものとする。また、すべての出演者に、検温及び出演時以外のマスクの正しい着用を義務付けるものとする。マスクの着用法について、厚生労働省ホームページ「国民の皆さまへ（新型コロナウイルス感染症）」を参照する。

- ・検温において発熱が確認された者については、直ちに自宅待機とし、必要に応じて保健所や医療機関への相談や受診を促すものとする。
- ・アルコール手指消毒剤はスタジオ入口、録音ブース、コントロールルーム入口及び共用エリアで利用出来ることとする。適切な手指衛生に関する情報は、政府からの公式印刷物の掲示等により、すべての音声制作関係者に周知を行うこととする。
- ・音声制作関係者の手が触れる可能性がある設備及び共用する機器や施設共用部（出入口、休憩室、更衣室等）のウイルスが付着した可能性のある場所（手すり、テーブル・椅子等）については、頻繁な清拭消毒を行うこととする。消毒方法については、厚生労働省ホームページの「新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について」等を適宜参照する。

#### （４）音声制作関係者に対する感染防止策

- ・マスクの正しい着用や手洗いを徹底する。
- ・着用するマスクは、デルタ株等の変異株の拡大を踏まえ、品質の確かな、できれば不織布製のものを推奨する。
- ・衣服はこまめに洗濯する。
- ・発熱・咳・下痢等の症状がある者、新型コロナウイルス感染症の陽性と判明した者との濃厚接触がある者、同居家族や身近な知人の感染が疑われる者、過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国・地域等への渡航及び当該国・地域等の在住者との濃厚接触がある者（以下、「有症状者等」という。）は出演または従事させないこととする。
- ・音声制作関係者の緊急連絡先や勤務状況を把握する。

#### （５）高齢者や持病のある方への配慮

- ・高齢や持病のある音声制作関係者については、個別収録やリモートでの収録等の特別な配慮をする。

#### （６）収録中に感染が疑われる者が発生した場合の対応策

- ・感染が疑われる者が収録中に発生した場合、速やかに隔離等を行い、人との接触をできる限り避けるものとする。また、直ちに帰宅させ、必要に応じて保健所や医療機関への相談や受診を促すものとする。

- ・自宅で療養することとなった者は、毎日健康状態を確認した上で、症状が改善してから最低48時間の経過期を経るまでは、出演または従事させない。また、医療機関等を受診し、新型コロナウイルス感染症に対するPCR検査結果が陰性であったことが判明した場合でも、症状が改善してから最低48時間の経過期を経るまでは、出演または従事させない。
- ・今後、スタジオ来訪後に少しでも体調が悪い従業員や関係者が見出された場合や発熱など軽度の体調不良を訴えた場合、抗原簡易キット活用による検査も検討する。抗原簡易キットの活用については、令和3年8月13日事務連絡「職場における積極的な検査の促進について」(<https://www.mhlw.go.jp/content/000819118.pdf>)を参照。

#### (7) 周知・広報

- ・感染予防のため、以下について音声制作関係者に対し、周知・広報する。
  - 咳エチケット、マスクの正しい着用、手洗いの徹底
  - ソーシャルディスタンスの確保の徹底
  - 接触確認アプリ(COCOA)のダウンロードを推奨(COCOAをマナーモードで利用する場合、電源及びBluetoothをonにする)

#### (8) 保健所との関係

- ・音声制作関係者に感染が疑われる場合には、保健所の聞き取りに協力し、必要な情報提供を行う。

### 4. スタジオ管理者として講じるべき感染防止策

#### (1) スタジオ従事者数の制限

- ・スタジオ従事者が、スタジオの管理・運営に必要な最小限度の人数となるよう、ジョブローテーションを工夫する。

#### (2) スタジオでの衛生の促進

- ・すべてのスタジオ従事者に検温及びマスクの正しい着用を義務付けるものとする。
- ・着用するマスクは、デルタ株等の変異株の拡大を踏まえ、品質の確かな、できれば不織布製のものを推奨する。

- ・検温において発熱が確認された者については、直ちに自宅待機とし、必要に応じて保健所や医療機関への相談や受診を促すものとする。
- ・アルコール手指消毒剤はスタジオ入口、録音ブース、コントロールルーム入口及び共用エリアで利用出来ることとする。適切な手指衛生に関する情報は、政府からの公式印刷物の掲示等により、すべての音声制作関係者及びスタジオ従事者に周知を行うこととする。
- ・音声制作関係者及びスタジオ従事者の手が触れる可能性がある設備及び共用する機器や施設共用部（出入口、休憩室、更衣室等）のウイルスが付着した可能性のある場所（手すり、テーブル・椅子等）については、頻繁な清拭消毒を行うこととする。
- ・ロビー、喫煙所及びエレベーター等において、ソーシャルディスタンスを確保できるよう、人数制限を行う。
- ・同一時間帯に、ロビー等に出演者及び音声制作関係者が集中しないよう、スケジュールの調整を行う。
- ・音声制作関係者以外の者は、入館を極力控えてもらうようにする。
- ・ロビー、喫煙所等において、マスクを着用している場合であっても、原則としてソーシャルディスタンスを確保し、会話は短く切り上げ、また、喫煙等でマスクを着用しないときは会話を控えるよう周知する。
- ・ロビーでの飲食は控え、飲食する場合には、ソーシャルディスタンスを確保するかパーティションを設置し、会話を控えるよう周知する。
- ・エレベーター等の狭い空間では会話を控える。

### （３）スタジオ従事者に関する感染防止策

- ・マスクの正しい着用や手洗いを徹底する。
- ・着用するマスクは、デルタ株等の変異株の拡大を踏まえ、品質の確かな、可能な限り不織布製のものを推奨する。
- ・衣服はこまめに洗濯する。
- ・有症状者等は原則として従事させないこととする。
- ・スタジオ従事者の緊急連絡先や勤務状況を把握する。

### （４）換気

- ・スタジオ内は、適切な空調設備を活用した常時換気に加え、窓や扉を開放する等、定期的に一定時間換気することを徹底する。

#### (5) トイレ

- ・不特定多数の手が触れる場所は、清掃及び消毒を行う。
- ・トイレの蓋がある場合には、蓋を閉めて汚物を流すよう表示する。
- ・ペーパータオルの設置または私物のタオルの使用を奨励し、ハンドドライヤーや共通のタオル等は使用しない。
- ・液体石鹸やアルコール手指消毒剤を設置する。

#### (6) 清掃・ゴミの廃棄

- ・清掃やゴミの廃棄を行う者は、マスクや手袋の着用を徹底する。鼻水、唾液などが付いたゴミは、ビニール袋に入れ密閉して縛る。
- ・作業を終えた後は、手洗いや手指消毒を行う。

#### (7) 入館者の管理

- ・万が一感染が発生した場合に備え、個人情報取り扱いに十分注意しながら、入館者の記録をとること等により、後日追跡ができるようにする。
- ・接触確認アプリ（COCOA）のダウンロードを推奨（COCOAをマナーモードで利用する場合、電源及びBluetoothをonにする）する。

#### (8) 周知・広報

- ・感染予防のため、以下について音声制作関係者及びスタジオ従事者に対し、周知・広報する。
  - 有症状者等は原則として従事しないこと
  - 咳エチケット、マスクの正しい着用、手洗いの徹底
  - ソーシャルディスタンスの確保の徹底
  - マスクを着用している場合であっても、原則としてソーシャルディスタンスを確保し、会話を短く切り上げる

#### (9) 保健所との関係

- ・感染の疑いのある者が発生した場合には、速やかに連携が図れるよう、所轄の保健所との連絡体制を整える。
- ・スタジオ従事者に感染が疑われる場合には、保健所の聞き取りに協力し、必要な情報提供を行う。

(10) スタジオ従事者の健康観察の徹底

- ・健康観察アプリなどを活用するなど、スタジオ従事者の毎日の健康状態を把握する。
- ・体調が悪い場合には出勤せず、自宅療養する社内ルールを徹底する。
- ・出勤後に発熱その他の感冒様症状が見られた場合、直ちに医療機関を受診させ、医師の指示に従う。

(以上)

本ガイドラインの作成にあたり、以下の団体等にご協力いただきました。

- ・ 協同組合 日本俳優連合
- ・ 一般社団法人 日本芸能マネージメント事業者協会
- ・ 一般社団法人 日本声優事業社協議会
- ・ 一般社団法人 日本動画協会
- ・ 一般社団法人 日本アニメーター・演出協会
- ・ 一般社団法人 日本ポストプロダクション協会